

**参考** 関係法規（抜粋） ※条文はすべて、令和3年6月1日時点のもの。

○食品衛生法

[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000233\\_20210601\\_430AC0000000046](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000233_20210601_430AC0000000046)

第五十一条 厚生労働大臣は、営業（器具又は容器包装を製造する営業及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二条第五号に規定する食鳥処理の事業（第五十一条において「食鳥処理の事業」という。）を除く。）の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置（以下この条において「公衆衛生上必要な措置」という。）について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。

一 施設の内外の清潔保持、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理に関すること。  
二 食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組（小規模な営業者（器具又は容器包装を製造する営業者及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第六条第一項に規定する食鳥処理業者を除く。次項において同じ。）その他の政令で定める営業者にあつては、その取り扱う食品の特性に応じた取組）に関すること。

- 2 営業者は、前項の規定により定められた基準に従い、厚生労働省令で定めるところにより公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならない。
- 3 都道府県知事等は、公衆衛生上必要な措置について、第一項の規定により定められた基準に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができる。

第五十七条 営業（第五十四条に規定する営業、公衆衛生に与える影響が少ない営業で政令で定めるもの及び食鳥処理の事業を除く。）を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その営業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 前条の規定は、前項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項の許可を受けた者」とあるのは「次条第一項の規定による届出をした者」と、「許可営業者」とあるのは「届出営業者」と、同条第二項中「許可営業者」とあるのは「届出営業者」と読み替えるものとする。

第六十八条 第六条、第九条、第十二条、第十三条第一項及び第二項、第十六条から第二十条まで（第十八条第三項を除く。）、第二十五条から第六十一条まで（第五十一条、第五十二条第一項第二号及び第二項並びに第五十三条を除く。）並びに第六十三条から第六十五条までの規定は、乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃについて、これを準用する。この場合において、第十二条中「添加物（天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものを除く。）」とあるのは、「おもちゃの添加物として用いることを目的とする化学的合成品（化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。）」と読み替えるものとする。

- 2 第六条並びに第十三条第一項及び第二項の規定は、洗浄剤であつて野菜若しくは果実又は飲食器の洗浄の用に供されるものについて準用する。
- 3 第十五条から第十八条まで、第二十五条第一項、第二十八条から第三十条まで、第五十一条、第五十四条、第五十七条及び第五十九条から第六十一条までの規定は、営業以外の場合

で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する場合に、これを準用する。

#### ○食品衛生法施行規則

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=323M40000100023>

第六十六条の二 法第五十一条第一項第一号（法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十七のとおりとする。

2 法第五十一条第一項第二号（法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十八のとおりとする。

3 営業者は、法第五十一条第二項（法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、前二項の基準に従い、次に定めるところにより公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならない。

一 食品衛生上の危害の発生の防止のため、施設の衛生管理及び食品又は添加物の取扱い等に関する計画（以下「衛生管理計画」という。）を作成し、食品又は添加物を取り扱う者及び関係者に周知徹底を図ること。

二 施設設備、機械器具の構造及び材質並びに食品の製造、加工、調理、運搬、貯蔵又は販売の工程を考慮し、これらの工程において公衆衛生上必要な措置を適切に行うための手順書（以下「手順書」という。）を必要に応じて作成すること。

三 衛生管理の実施状況を記録し、保存すること。なお、記録の保存期間は、取り扱う食品又は添加物が使用され、又は消費されるまでの期間を踏まえ、合理的に設定すること。

四 衛生管理計画及び手順書の効果を検証し、必要に応じてその内容を見直すこと。

※詳細は別表第 17、別表第 18 に記載

#### ○三重県食品衛生法施行条例

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000928332.pdf>

第二条 法第五十四条の規定に基づき条例で定める基準は、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「令」という。）第三十五条各号に掲げる営業（同条第二号及び第六号に掲げる営業を除く。）に共通する施設の基準については別表第一、同条各号に掲げる営業ごとの施設の基準については別表第二、法第十三条第一項の規定に基づき定められた基準若しくは規格に適合する生食用食肉（牛の食肉（内臓を除く。）であって、生食用として販売するものに限る。第五条及び別表第三第一号において同じ。）又はふぐを取り扱う営業に係る施設の基準については、別表第一及び別表第二に加え、別表第三のとおりとする。

#### ○三重県食品衛生規則

<https://www.pref.mie.lg.jp/KENKOH0/m0033500797.htm>

第十三条 法第五十五条に規定する許可及び法第五十七条に規定する届出の対象となる営業（法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）以外の食品等事業のうち、次に掲げる事業を営もうとする者は、業務開始届出書（第八号様式）を当該施設の所在地を管轄する保健所長に届け出るものとする。

一 学校、病院その他の施設において継続的に特定かつ少数の者に食品を供与する事業

- 二 福祉を増進することを目的に高齢者等に対して飲食物を調理し、及び喫食させる事業
  - 三 器具又は容器包装（令第一条に規定する材質以外の原材料が使用された器具又は容器包装に限る。）又は法第六十八条第一項に規定する乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃの製造をする事業
- 2 前項の届出をした者は、当該届出に係る事項に変更があったときは、当該施設の所在地を管轄する保健所長に第九条に規定する変更届出書により届け出るものとする。
  - 3 第一項の届出をした者は、当該事業を廃止したときは、事業廃止後速やかに当該施設の所在地を管轄する保健所長に、第十条に規定する廃業届出書により届け出るものとする。
  - 4 知事は、第一項の届出をした者に対し、届出済証を交付することができる。
  - 5 第十一条第二項の規定は、前各項の場合について準用する。